

防府市学校事務共同実施会設置要綱

平成25年4月1日制定

(設置目的)

第1条 この要綱は、防府市立小・中学校における事務の共同実施に関する規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、拠点校及び連携校の事務職員等で構成する組織を編成し、共同実施を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行うため、防府市学校事務共同実施会（以下、「共同実施会」という）を設置する。

(組織)

第2条 共同実施会は、防府市立小・中学校に所属する事務職員等で構成する。

(別紙組織図参照)

- 2 規程第2条第5項に基づき、市内小・中学校を4グループに分け、それぞれの学校に所属する事務職員等でグループ共同実施会（以下「グループ会」という。）を構成する。各グループ会にグループ長を置く。
- 3 防府市学校事務共同実施会グループ推進会議（以下「推進会議」という。）は、事務長、運営責任者、グループ長、事務局長で構成する。

(運営)

第3条 推進会議及びグループ会は、拠点校の校長の了承を得たうえ、必要に応じて開催する。

(業務)

第4条 共同実施会の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 事務の効率化・平準化・適性化に関すること
- (2) 教員が教育に専念できるような環境整備に関すること
- (3) 学校運営への参画及び教育支援に関すること
- (4) 教育委員会との連携強化に関すること
- (5) 事務職員の研修に関すること
- (6) その他

(服務)

第5条 業務に伴う旅行は、出張とし、山口県予算の範囲内で旅費を支給する。

(守秘義務)

第6条 事務職員等及び事務職員等であった者は、正当な理由がなく職務上知り得た教職員並びに児童及び生徒の個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

防府市学校事務共同実施会組織図

